

平成20年（2008年）紀北町第4回臨時会会議録

第 1 号

平成20年11月19日（水曜日）

招集年月日 平成20年11月19日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年11月19日（水）

応招議員

2番	中村健之	3番	近澤チヅル
4番	家崎仁行	5番	川端龍雄
6番	北村博司	7番	玉津 充
8番	尾上壽一	9番	平野倅規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

1番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

議事日程 (第 1 号)

- | | |
|-----|----------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸般の報告 |
| 第 4 | 行政報告 |
| 第 5 | 議案第55号 工事施行協定の締結について |

会議録署名議員

18番	垣内唯好	19番	奥村武生
-----	------	-----	------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は21名でありまして、定足数に達しております。

なお、1番 東 篤布君から家族が入院したため、欠席との連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

ただいまから、平成20年第4回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承ください。

それでは、議事日程を事務局長より朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に

9番 平野倅規君

10番 岩見雅夫君のご両名を指名いたします。

日程第2

議長

次に日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日とすることに決定します。

日程第 3

議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る11月10日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。まず、本臨時会において提案される案件は1件であります。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査についてであります。平成20年度普通会計の8月と9月分、平成20年度水道事業会計の8月と9月分について、監査委員より報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、一部事務組合会議等についてであります。一部事務組合議会議員の任期は議会の申し合わせにより1年となっております。11月30日をもって満了となります。新たに選挙が行われることとなります。所属議員におきましては、それぞれの組合議会議長に対し、辞職願を提出することになっておりますので、各自、議会事務局のほうで手続きを行ってください。

次に、三重県町村議会議長会についてであります。去る10月17日に臨時会が開催され、組合議会議員等の選出が行われました。三重県市町職員退職手当組合議会議員については、東員町の門脇議長、朝日町の飯田議長、明和町の森島議長、南伊勢町の倉田議長、そして紀北町議長の5人が選出されました。

次に、財団法人 三重県市町村振興協会の理事については、議長会理事会の会長である朝日町の飯田議長、そして評議員には副会長である玉城町の小林議長が選出されました。

また、11月4日に三重県市町村職員退職手当組合議会が開催され、各役職の選挙等が行われ、その結果、組合長に多気町の長谷川町長、副組合長に津市の松田市長が選任され、組合議会議長に朝日町の飯田議長、副議長に志摩市の小森議長が当選されました。議会選出の監査委員には紀北町の奥山町長が選任されました。

次に、地方自治法第121条の規定により提出案件等の説明を、説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめその他関係課長等の出席がありましたので報告いたします。

次に、正副議長の選挙、並びに各委員の選任などを行うための、第5回臨時会についてであります。臨時会の招集請求については、議会運営委員会での協議の結果、地方自治法第101条第2項の

規定に基づき、議会運営委員会の議決を得て、議長から町長に招集請求を行うとの確認がされました。本日の臨時会終了後、奥山町長に対し、付議事件を示して請求することといたしたいと思えます。なお、請求のあった日から20日以内に招集するとなっているため、12月1日に開催していただくよう申し伝えさせていただきます。

次に、全員協議会の開催についてであります。委員会条例または議会の申し合わせにより各委員等の任期は1年となっております。11月30日をもって任期満了となるため選任にあたって、あらかじめ委員等の選出を行うための全員協議会を開催するものであります。日時については、11月27日木曜日の午前9時30分からといたします。なお、全員協議会において議会内用語についての協議もお願いしたいと思います。先般、配付させていただいた議会内用語についての資料であります、議会の傍聴者またはテレビ放映を見た住民から、文書や電話にて議会内における議員や執行部側の発言について、いろいろな意見などをいただいております。議長として、議事を運営するにあたって、住民からの意見に対し、素直に受け入れるべき点もあると判断するところでもありますし、また、本会議、あるいは会議における発言について注意すべき発言であると感じるところもあることから、事務局において資料を作成させ、議員に配付したものであります。私としては議会内における発言については、十分認識されている方ばかりであると受け止めておりますが、この資料を見て、1人でも、2人でも再認識していただければ結構かと思うので配付したものであります。議会運営委員会において、全議員で協議すべきという意見が出て、全議員で協議を行うことの確認がされました。議会運営委員または議員に対し何の意見も求めず、私の判断でさせていただいたことについては、お詫び申し上げます。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

議長

次に、日程第4 行政報告につき、町長より申し出がありましたので許可することといたします。
奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。本日は第4回議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本議会臨時会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

まず、訴訟救助の申立事件についてであります。現在、名古屋高裁で即時抗告の審理が行われているところであります。

次に、損害賠償請求事件についてであります。このほど有限会社浜千鳥リサイクルが、本年1月17日付けで津地裁に提出された訴状に記載された訴額約160億円のうち、平成8年度分の損害額12億8,570万7,495円を、それ以外の年度分と分離して、審理を進めてほしい旨の弁論分離の上申書を提出されました。また、それにあわせて平成8年度分の損害額に見合う額の印紙代360万円も納付されました。これにより、同地裁で審理が開始され、第1回口頭弁論期日は、来年1月15日に指定されました。今後の審理の進め方については、津地裁が判断されることになると思います。

これに伴い、本町といたしましては、答弁書の作成等、必要な主張・立証を行うべく、最善の努力を尽くしてまいりますので、議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、三重交通株式会社が、三交南紀交通株式会社に運行を委託し、町内の長島駅前と大紀町錦の福羅公園を1日5往復しているバス路線、錦長島線についてであります。利用者の減少、燃料の高騰等により、路線の維持は困難であるとして、平成21年3月末日をもって廃止したい旨の申し出がありました。

本町といたしましては、早速、関係する大紀町と協議し、町民の利便性の確保を図るため、錦長島線の存続についての要望活動を行いました。

今後も、大紀町と力を合わせ、三重交通株式会社に対して引き続き存続をお願いしてまいります。以上をご報告いたしまして、本臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終わります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

今の行政報告は、これ一般的にマスコミでさね、先に報道された後の行政報告なんですね。これをやはりするには、マスコミの前に各議員にこれを報告するのが筋ではないですか、議長。そのところの判断を町長にお願いしてですね、それじゃないと、これからのいろんな公判のことで、終わった後の報告だったら意味ないと思いますよ。これからは、事前にいろんな準備書面等というのは、以前に出しますから、それに対して出した後で、こうだった、ああだったと言っても、議会

としてもですね、いろんな予算等の議決をやってやる中ではっきり言って、予算の死に金になるような予算を提示されて、それを認めるような議会では、おかしくなってしまうと思うんですよ。だから、報告が遅すぎるという、次の後の問題にもあるけど、後手後手に回っているんじゃないですか、これ、実際。これは議会の我々よか、町民のほうがよく知っていること自体おかしいやないかな。この行政報告というのは、どういう意味のもとでやるか、議長、ちょっと判断をしていただきたいし、町長の考えも述べていただきたいと思いますので、ちょっと議長の判断をお願いします。

議長

入江議員の議事発言についてですが、一応、緊急を要したということで各議員には電話にて連絡していると思います。それで遅れたということはないということで、前もって電話でございませけれども、連絡はさせていただいたということでございます。緊急を要したということで、即電話にて連絡はさせていただいております。そういうことです。

11番 入江康仁議員

電話連絡やったら、それでいいんですけど、全然中身の内容もきちんと伝わっているかと思うと、議員には伝わっていないみたいに思いますよ、実際に言ってね。それはそれでいいんだけど、これからの進め方があるので、町長の姿勢をきちんと聞きたいんですよ。お許しをいただけるのならば、議長から町長の今後の行政報告、いろんな行政報告はもっと大事なことですから、この問題はね。この問題以外にしても、違うことにしても、やはり、行政報告というのは、先に我々は議員として知る権利があると思うんですね。そここのところの町長の考えを、もし、あれやったら聞かせていただいたらと思うんですけど、どうですか。

議長

平野議員。

9番 平野倅規議員

町長の行政報告なんですけどね、今、入江議員が言われたように、報告に対しての質疑云々は今までもなかったように思うんですけども、もしも仮に町長は入江議員の質問に、報告に対しての答えをするのであれば、それはちょっと納得は、ちょっとおかしいと思うんですけども。もし、議長はそれを町長に今後の行政報告に対してするように要請するのであれば、この問題を引き離してするほうがええんやないかと思うんですけど。この問題を一般論として、今後のことについて、切り離れた回答をもらうのがよろしいかと思うんですけど、それは議長の判断にお任せしますけれども、一つの報告対しての質疑応答云々ということは今までなかったように思いますけど、分離し

て考えて。

議長

入江議員並びに平野議員の質問に対しましてですね、これからはですね、わかり次第、速やかに議員に報告してもらうように町長のほうに私から要請をさせていただきます。よろしいですか。

それでは、議事に入ります。

日程第5

議長

日程第5 議案第55号 工事施行協定の締結についてを議題といたします。

提案者から議案の提案理由の説明を求めます。

町長。

奥山始郎町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第55号 工事施行協定の締結について

本議案につきましては、紀勢本線紀伊長島・三野瀬間、古里江の浦こ線橋改築工事にあたり、去る11月4日付けで東海旅客鉄道株式会社から、この工事にかかる協定締結依頼がありましたが、予定価格が5,000万円以上でありますので、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条により議会の議決を求めるものであります。

契約の方法につきましては、協定とし、契約金額は9,958万円、協定の相手方は名古屋市中村区名駅一丁目3番4号 東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部長 中村満であります。

以上の1議案につき、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の資料に基づき建設課長に説明いたさせます。何とぞ慎重ご審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長

続いて、担当課長より内容説明を求めます。

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは、議案第55号について、ご説明申し上げます。議案書のまず1ページでございます。

議案第55号 工事施行協定の締結について

次のとおり工事施行協定を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 紀勢本線紀伊長島・三野瀬間101km900m付近
古里江の浦こ線道路橋改築工事
- 2 契約の方法 協定
- 3 契約の金額 9,958万円
- 4 協定の相手方 名古屋市中村区名駅一丁目3番4号
東海旅客鉄道株式会社
東海鉄道事業本部長 中村満

平成20年11月19日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

続きまして、この事業につきましの説明をさせていただきます。

この事業につきましては、平成12年度より着手をいたしております町道永長線山本踏切道拡幅事業にかかるJR東海との覚書に基づき、古里江の浦こ線道路橋を改築するものでございます。町道の道路設計の計画につきましては、現在、国土交通省が紀伊長島区加田地内で事業を進めております近畿自動車道紀勢線工事の工事用運搬路としての利用が見込めることから、国土交通省が工事費用を全額負担いたしまして、これを紀北町が国土交通省からの受託事業として行うものでございます。このうち一部の道路工事につきましては、9月定例会の議案第54号で承認していただきまして、現在、施工中であります。

次に、資料について説明させていただきます。資料の2ページをお願いいたします。資料1でございます。協定額及び工事概要でございます。協定額につきましては、委託金額9,958万円、消費税は458万円でございます。次に、工事概要でございます。橋梁といたしまして、上部工、プレストレストコンクリート道路橋、橋長14.5m。下部工は橋台2基でございます。積荷転落防止工、一式80mでございますけれども、これにつきましては、貨物トラック等の積荷が荷崩れいたしても道路から軌道敷内に落ちないように設置するコンクリート製及び鉄製金網の防護柵でございます、高さが3.8mほどございます。次に、剛性防護工、一式25mでございますけれども、これにつま

しては、自動車等が軌道内に転落しないように設置いたしますコンクリート製の強固な防護柵でございます。高さは約1mほどでございます。

次に、施行期間でございます。施行期間については、議会議決の日から平成21年3月31日までとありますが、工事の規模から見て、期間内の完成は困難でございます。本来ならこのようなケースにつきましては、年度を越える事業として繰越明許費の予算措置をとってから契約締結を行うのが適正な事務処理でございますが、繰越明許費につきましては、歳入についても財源の確保を確定させる必要がございます。この事業は国土交通省からの受託事業でございます。全額国の負担財源で実施するものでございます。ただ、国土交通省におきましては、例年1月以降でない、財務省との繰越承認手続きをとらないとのことでございますので、このため、現時点では紀北町単独で繰越明許の手続きができない状況でございます。今後、国土交通省と紀北町の間で協議をいたしまして、委託内容等の変更を行い、3月議会で繰越明許費の議決を承認いただいてから施行期間の延長をしていきたいと考えております。本工事は町道の道路計画が近畿自動車道紀勢線工事の工事用運搬路としての活用が見込めますことから、国土交通省からの受託事業として紀北町が実施するものでありますので、国土交通省からは紀勢線の整備促進を図るうえで、できる限り早い着手、完成を求められております。このため、今回、早期に着手させていただくために議案上程したものでございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、3ページ以降の資料についてご説明申し上げます。

3ページの資料2、計画平面図でございます。赤色の部分が今回対象の部分でございます。古里江の浦こ線道路橋の表示でございます。橋梁以外の部分については、今年度及び21年度以降の施行となっております。

次に、4ページの資料3、橋梁一般図でございます。赤色の部分が対象でございます。道路橋の構造、規格、工法等を表示いたしております。

次に、5ページの資料4でございます。これにつきましては、紀伊長島区加田地内における紀勢線工事用道路の計画図でございます。赤色部分が町道古里江の浦線及び加田2号線、黄色の部分が国道42号、青色の部分が近畿自動車道紀勢線でございます。また、緑色部分につきましては、高速道路の工事用道路の表示でございます。

説明につきましては、以上でございます。どうかよろしく願いします。

議長

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

提案説明のありました契約の方法なんですけれども、協定ということになっております。議運でも、説明でもそうでしたんですが、この契約方法が協定によるというのはですね、一般的に契約の方法としては、一般競争入札とか、指名競争入札といった形がありましてですね、契約の方法として、協定というのではないと思うんですけれども、財政課のほうでお聞きしましたら、これはJRとの間におけるですね、契約の場合の特殊な事例としてこのように行われておるということでした。ただ、提案説明の中にこういう文字で、契約の方法は協定によるというだけではですね、議会に対しても、また住民のほうから見てもですね、非常にわかりにくいと思いますので、JRとの場合は協定によるんだという慣例といいますか、そういうやり方についてはですね、もう少し具体的な詳しい説明が必要ではないかと私は考えます。その点について、再度説明をお願いしたいんですけど。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。協定につきましても、契約の一つの手法でございますけれども、今回の議案につきましては、道路と鉄道の交差するという工事でございます。したがって、道路法におきましてですね、このような交差する場合におきましては、道路管理者と鉄道事業者が協議を行うということになってございます。その協議の中でですね、交差の構造、工事の手法、また費用の負担等につきまして協議を行って、それらを決定いたしまして、それらを基本的事項といたしまして契約するというところでございますので、契約に至る過程においてですね、双方で協議を行ってから取り決めるということでございますので、協定ということになっております。今回のように道路と鉄道との、このような工事につきましては、県、その他自治体におきましても、協定という手続きで行っております。以上でございます。

議長

ほかにございませんか。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

2 ページなんですけれども、協定額のところで、工事価格は9,500万円で、それに対する消費税ではなくて、消費税対象額が9,160万円になって、それに消費税がかかっているんですが、この消費税対象外という工事が340万円になると思うんですが、どういう工事が消費税から外れるのか。今、消費税も3年後には上がるとか何とか、町民もすごく感心のあるところですので、このJRは民間会社ですね。そこの工事の中に、消費税のかからない工事というのを、詳しく説明をお願いします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。資料の2 ページでございますけれども、内消費税対象額9,160万円となっております。この工事価格の内訳でございますけれども、この9,160万円につきましては、道路施設にかかる工事でございます。今、議員が言われました差額の340万円につきましては、鉄道施設に関する工事でございます。この鉄道設備、施設にかかるものにつきましては、完成後のですね、鉄道事業者の財産となるべきものでございまして、これにつきましてはですね、道路管理者から見た場合、消費税の支払う対価に値しないということで、一般的には不課税ということになってございます。ですから、消費税の課税の対象にならないという解釈でございます。以上です。

議長

近澤チヅル君。

3 番 近澤チヅル議員

消費税の対象にならない工事もあるということで、鉄道施設の工事ということでしたが、具体的にはどの部分があたるんでしょうか。鉄道施設と言われても何かなというのがちょっとわからないんですが。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

すみません、説明不足で申し訳ございません。この鉄道の設備につきましては、電気通信、例えば、信号を送る列車の通過を知らせる、そのような鉄道の通信設備が今回対象となっております。

議長

ほかにございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

次に原案に賛成者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第55号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 賛 成)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長

これで本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

なお、11月27日木曜日午前9時30分から全員協議会の開催、12月1日月曜日は第5回臨時会の開催となっております。多忙な折とは存じますが、出席のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これで平成20年第4回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でございました。

(午前 10時 03分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年11月27日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 垣内唯好

紀北町議会議員 奥村武生